

随意契約（業者選定）理由書

担 当 課	企画財政課	
契 約 案 件 名	IRU 光ケーブル支障移転工事（田尻字上ノ原 地内）	
案 件 の 概 要	本業務は、当町が管理する通信ケーブルを浪江町競走馬育成施設事業の施工に伴い、移設するものである。	
履 行 期 間	令和 8 年 4 月 22 日から令和 8 年 8 月 18 日限り	
契 約 日	令和 8 年 4 月 22 日	
契 約 金 額	4, 436, 300 円	
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	当町が敷設・管理している光ケーブルは、当該事業者が設計・工事を実施しており、IRU 保守契約も締結している。 また、同施設・設備の運用には、当該事業者の施設・設備の賃貸借も行っていることから、当該事業者以外の事業者へ施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがあるため。	
根 拠 法 令 該 当 条 項	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号	
契 約 の 相 手 方	商号・名称	N T T 東日本株式会社宮城事業部福島支店
	所 在 地	福島県福島市大町 9 番 2 0 号